

## 異常気象による災害対策について

## 1 経 過

- 平成 15 年 8 月 27 日 東北農政局 8 月 15 日現在の作柄状況発表  
「岩手県 著しい不良 (90 以下)」
- 平成 15 年 8 月 29 日 盛岡市農作物気象災害対策会議設置
- 平成 15 年 9 月 9 日 盛岡市農作物異常気象災害対策本部設置
- 平成 15 年 9 月 11 日 第 1 回盛岡市農作物異常気象災害対策本部会議開催
- 平成 15 年 9 月 26 日 東北農政局 9 月 15 日現在の作柄状況発表  
「岩手県 7 7 (北上川上流 7 6)」  
産業常任委員会による異常気象被害状況視察
- 平成 15 年 10 月 8 日 盛岡市農作物異常気象災害庁内対策委員会設置  
第 1 回盛岡市農作物異常気象災害庁内対策委員会開催
- 平成 15 年 10 月 16 日 第 2 回盛岡市農作物異常気象災害庁内対策委員会開催  
第 1 回盛岡市農作物異常気象災害庁内対策委員会幹事会  
開催
- 平成 15 年 10 月 24 日 第 3 回盛岡市農作物異常気象災害庁内対策委員会開催
- 平成 15 年 10 月 28 日 東北農政局 10 月 15 日現在の作柄状況発表  
「岩手県 7 3 (北上川上流 7 4)」

## 2 農作物の被害の状況

## (1) 主要野菜の出荷及び販売状況

農協の共同出荷の状況によると、主要野菜の総出荷量は、9 月末の前年比 103%とほぼ同水準となっているが、6 月下旬からの低温・日照不足の影響を受け、ピーマンの出荷量が前年比 86%となっている。ミニトマトについては前年を大きく上回っている。

また、価格についても前年比 103%と前年を上回っているが、ピーマン・キャベツは、前年の市場価格が平年より高かったことや、作付面積が減少傾向にあることから、前年比 68%・47%と大きく下回る結果となった。

今年の野菜は、ハウスもの、露地もので収量が著しく異なったほか、地区や個人によっても、病害の発生などに差が出た年であった。

○盛岡市における主要野菜品目の系統販売状況

(9月末現在)

品目	出荷量			販売単価			販売金額		
	(t)	14年 比(%)	13年 比(%)	(円/kg)	14年 比(%)	13年 比(%)	(千円)	14年 比(%)	13年 比(%)
きゅうり	1,674	99	93	244	108	117	409,754	107	108
トマト	492	101	86	214	87	87	105,166	96	75
ミニトマト	282	127	125	458	79	85	128,916	100	107
ピーマン	6	86	92	155	79	76	986	68	69
キャベツ	72	94	61	51	50	82	3,697	47	51
ねぎ	93	96	74	205	93	80	19,061	89	59
計	2,619	103	123	253	98	79	667,580	103	98

(2) 水稻の被害の状況

低温及び日照不足により、穂数は平年並みであるが、1穂当たりのもみ数は「少ない」状況で、登熟も「不良」の状況が見込まれ、東北農政局発表の10月15日現在の作況指数は岩手県73、北上川上流地域74となった。

さらに稔実調査の結果や農協のライスセンターの荷受実績等を加味すると、盛岡市の被害率(減収量率)は30~40%と見込まれる。品種別には、あきたこまちや早生種のかげはし、いわてっこが大きな被害を受けた。

市内の地区別の状況は、標高が高い、盛岡地域の東部地区や都南地域の大ヶ生地区において特に被害が大きく、ひとめぼれが主に作付けされている都南地域の平坦部は比較的被害が少ないが、圃場ごと、場所ごとに被害の状況が異なっているのが本年の特徴となっている。

3 対策

(1) 減収所得の補てん対策

ア 農業共済金の適正な支払いの促進

- ・ 共済金の早期支払いの要望 *1/20~25日までの支払い予定(共済組合)*
- ・ 損害評価指導及び損害評価経費の助成の検討

イ 規格外米の特例規格の設定及び買入措置等の要望

ウ 加工用米出荷の軽減措置の要望

エ 米の出荷契約金の償還緩和の要望

オ 市有林造成事業への雇用

*農事課で検討中なためそこの採択に欲しい。単独事業でやることが検討中*

(2) 資金融通対策

ア 天災資金の融通

*細部は指示なし。(昨年の1/29 激しい災害指定)*

イ 農業経営維持安定資金(公庫)等の融通及び利子補給

(3) 既借入金の償還対策

- ア 既借入の農業近代化資金，農林漁業金融公庫資金など各種制度資金の償還条件緩和の要望
- イ 市有貸付家畜の貸付延長措置

(4) 次期作付用種子確保対策等

- ア 水稻の次期作付用優良種子確保のための支援検討
- イ 冬春期野菜作付けのための支援検討
- ウ 越冬用飼料確保対策の検討
- エ 病虫害防除対策
- オ 機械利用組合への支援検討
- カ 農地流動化支援対策の検討

(5) 生活維持対策

- ア 市民税の減免
- イ 国民健康保険関係
  - ・ 国民健康保険税の減免
  - ・ 国民健康保険の一部負担金の減免
- ウ 老人医療費の一部負担金の減免
- エ 介護保険関係
  - ・ 介護保険料の減免
  - ・ 居宅介護サービス費等の額の特例措置
- オ 生活管理指導員派遣事業，生きがい活動支援通所事業に係る利用料の減免
- カ 保育所の保育料の減免
- キ 就学援助措置
  - ・ 市立高校の授業料の減免
  - ・ 市立幼稚園保育料の減免
  - ・ 児童・生徒の就学援助
- ク 生活福祉資金の返済猶予

(6) 関連対策

- ア 被害農業者支援相談窓口の設置
- イ 市営牧野使用料の減免

平成15年10月30日

財政部・市民部

## 平成15年の異常気象による災害の被害者に対する市税の減免に関する条例の制定について

## 第1 制定の趣旨

本年の異常気象による災害により農作物の被害を受けた者に対し、市民税及び国民健康保険税の一部について減免しようとするものである。

## 第2 制定(減免)内容

## 1 市民税

(1) 対象者 異常気象による災害により、農作物に被害を受けた者

(2) 減免の要件

① 農作物の損失額が、平年の農業収入の10分の3以上であること。

ただし、農業災害補償法により共済金が支払われる場合には、損失額から当該共済金の額を控除した額を農作物の損失額とする。

② 平成14年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。(H5年は600万円)

ただし、農業所得以外の所得を有する場合には、農業所得以外の所得が400万円以下であること。

(H5 250万円)

(3) 減免の対象となる税額

① 平成15年度分の農業所得に係る所得割の額

※ 農業所得以外の所得がある場合は、所得割の額を農業所得と農業所得以外の所得との割合に応じて按分した額

② 平成15年10月以後に納期の末日が到来する税額

※ 特別徴収税額にあっては、平成15年12月分から平成16年5月分に係る税額

(4) 減免の割合

前年の合計所得金額に応じて、次表に定める割合の範囲とする。

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	10分の10
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超え1,000万円以下	10分の2

## 2 国民健康保険税

国民健康保険税については、市民税の規定を準用するが、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額について減免の対象とする。

第3 施行期日

公布の日から施行する。

第4 その他

- ・ 条例の公布後速やかに、農事連絡員・農協の協力を得て、各農家に対し減免の要旨を周知する。また、11月15日号の広報に掲載する。
- ・ 減免の申請は、基本的に11月中を目途とし、市民税課・国保年金課で対応する。

第5 平成5年の異常気象による災害の被害者に対する市税の減免に関する条例の廃止について

・ 廃止理由

賦課徴収権が消滅し、失効した条例を廃止する。

作凶指数.  
30  
H5.  
9/29  
5699 3782000円  
12097 38887900円